

全老健第 16 - 313 号  
平成 16 年 12 月 9 日

厚生労働省老健局長  
中 村 秀 一 殿

社団法人全国老人保健施設協会  
会 長 漆 原 彰

## 要 望 書

老人保健施設創設から 17 年、介護保険制度になって 5 年の実績と経験を踏まえ、介護保険制度が安定的に持続し、これからも国民の信頼を得て発展していくことは我々介護老人保健施設の現場で日々利用者と接しているものとして最大の願いである。

そこで、社会保障審議会介護保険部会における介護保険制度改正に関する検討も終わりに近づき意見もまとまりつつあるこの時期に、全国で毎日 28 万人超の利用者に介護老人保健施設サービスを利用していただいている立場から、今回の審議の中で検討されている施設サービス利用者の負担増に関して以下のとおり要望する。

- 1) 社会保障審議会介護保険部会の資料として提出された居住費・食費等に関する具体的な金額はあくまで介護保険財政全体の将来推計を行うための仮の値であり、具体的には、今後介護給付費分科会において、施設としての今後求められる役割・機能に添った形での報酬体系のありかたと一体的に検討され、介護報酬改定の枠組みの中で決定されるものと理解している。

よって今回提示された金額を前提とせず介護老人保健施設として果たすべき役割・機能を踏まえた介護報酬体系の検討のなかで具体化していただくとともに、その実施にあたってはサービス提供の現場が混乱しないよう十分な配慮を要望する。

- 2) 一部報道によれば、居住費・食費のみ介護報酬改定に先行して実施されるということであるが、あくまで前述の通り、施設サービスにおける介護報酬改定の全体像を提示する中で検討していただき、利用者や事業者がいたずらに混乱することがないように要望する。
- 3) 将来、利用者に負担増を求める結果となった場合においても、急激な負担増を避けるとともに、低所得者対策等十分な政策的配慮をお願いし、万が一にもサービスを必要とする人の利用が抑制されることがないように要望する。